

## 八幡浜市地域共創型公共交通に関するルールの手順

### 1. 地域住民が主体となる検討組織を設置

#### 【検討組織の要件】

- ・市や地区等の地域組織との連携が可能であり、継続的に活動できる。
- ・組織の活動内容や代表者（連絡担当者）が明確である。
- ・地域内の公共交通に関する課題を十分に認識している、もしくは、把握するために主体的に活動ができる。
- ・地域住民の移動ニーズの把握や意見の取りまとめ、調整、市や地域公共交通会議との協議などに、主体的に参画できる。

### 2. ニーズ等の把握、公共交通のあるべきサービス水準の検討

- ・検討組織では、利用者や地域住民、地域の施設・学校・企業等、市とともに、以下の内容について一緒に考えていきます。
  - (1) 地域のニーズや移動実態を調査・把握
  - (2) 地域における公共交通の意義を議論・共有
  - (3) 地域における公共交通のあるべきサービス水準を主体的に検討



### 3. 公共交通のサービス水準や目標値の設定、地域公共交通会議での協議

- ・検討組織では、導入する公共交通のサービス水準や目標値（利用者数や行政負担額など）を定めます。
- ・検討組織は地域公共交通会議との意見交換や移動手段についての提案を行い、会議での協議を経て提案内容を実施することができます（実証実施含む）。

### 4. 公共交通サービス水準の維持と目標達成に向けた継続的取組

- ・検討組織をはじめ地域住民が主体となって、利用促進策や改善策を検討し、サービス水準の維持と目標値の達成に努めます。
- ・検討組織は地域公共交通会議と連携し、引き続き利用状況の把握や意見交換、改善策の提案を行います。

